国保データベース（KDB）補助システム導入業務

調達仕様書

令和２年８月 12 日

愛媛県国民健康保険団体連合会

1．委託業務名称

国保データベース（KDB）補助システム導入業務

2．目的

国保データベース（KDB）システム（以下、「KDB システム」という。）で保有する医療・健診等データを利活用し、市町等が過去の治療歴や経過等から対象者に応じた介入等の保健指導を可能とすることで、継続した治療につなげ糖尿病性腎症重症化予防を行うことを国保データベース（KDB）補助システム（以下、「KDB 補助システム」という。）導入の目的とする。

3．調達範囲

（1）下記「6.KDB 補助システムの基本事項」及び別添機能要件一覧に合致したシステムの構築

（2）（1）を稼働するにあたり必要となるハードウェア等の調達

（3）本会データセンター（高松市）への機器等納入及び※初期セットアップ等を行うこと。また、本会及び市町等でのクライアント設定（リモートデスクトップ接続可）を行い KDB 補助システムが利用可能な状態とすること。

（4）操作及びシステム活用研修（市町ユーザ及び本会向け）

※初期セットアップには突合データ CSV 等の KDB 補助システムで必要とするデータの移行作業を含める。

4．委託期間

①KDB 補助システムの導入　契約を締結した日から令和３年３月 15 日（月）まで

※契約は令和 2 年 10 月上旬頃を想定している。

②KDB 補助システムの保守　令和３年４月１日（水）からの単年度契約を予定している。

5．納品物

納品すべき資料・資材等は次のとおり（紙媒体及び電子媒体各一部の納品とする）。

なお、納品場所は本会又は本会データセンターとする。

項番	作業区分	納品物	納品期限
1	実施計画	システム導入作業実施計画	契約後 15 営業日以内
2	物品調達	調達機器一式	機器等納入時
3		インストールメディア一式	機器等納入時
4	現地設定	諸元表	本稼働時
5		ライセンス一覧	本稼働時
6		シリアル番号一覧	本稼働時
7	本稼働	システム運用管理マニュアル	本稼働時
8		システム操作マニュアル	本稼働時
9		OS 環境設定書	本稼働時
10		業務完了報告書	本稼働時
11	その他	打合せ議事録	打合せ終了後 5 営業日以内

6. KDB 補助システムの基本事項

（1）投入データ

国保データベース（KDB）システムから出力されるデータ（被保険者台帳、突合データ CSV ファイル）及び特定健診データ管理システムから出力されるデータ（健診結果情報、その他健診情報）を利用する。また、必要となるマスタ等（医療機関マスタ）は、原則として厚生労働省等のウェブサイトより取得可能なものを利用する。

また、初期構築時に過去５ヵ年分のデータを投入することとし、稼働後は月次で新規データを投入する。また、月次でバックアップを行うこととする。

主なデータ（突合データ CSV）に関し想定されるデータ量は次のとおりである。

No.	種類	データ量（一月当たり）
1	医療レセプト管理	約 250MB
2	医療最大医療資源 ICD 別点数	約 600MB
3	医療傷病名	約 2.1GB
4	医療適用	約 3.5GB
5	介護給付実績	約 100MB
6	健診結果	約 100MB

（2）KDB 補助システム構築の前提

ア）本会が県内 20 市町等との間に敷設し管理する※閉域網のネットワーク（愛ネット）上で稼働し、データ処理・帳票作成等全ての処理が完結するシステムであること。他の場所に設置したサーバ等でのデータ処理やデータの持ち出しは許容しない。

※株式会社 ST-Net の広域イーサを利用している。

イ）本稼働時から最低 60 ヶ月間使用可能であること。

ウ）システムの利用者は、愛媛県職員、県内市町職員及び本会職員を想定していること。

ウ）各市町（保健センターを含む）に設置した国保総合システム（KDB システム）端末で「ア」で行った処理結果を利用できること。

エ）本稼働時に KDB 補助システムを利用するクライアント数は 65 程度を想定しており、それに見合った数のアカウント数が発行できること。また、今後のアカウント数の増加にも充分に対応できること。

オ）将来的な法改正や愛媛県国民健康保険を取り巻く状況の変化（保健事業に関するもの）等に対応できる機能の拡張性を有すること。

（3）システム構築の留意点

ア）構築するシステムについては、メーカー・機種・開発者依存度・採用技術の特異性が低く、運用保守が容易であることや将来における機能の拡張・機器の増設などに柔軟な対応ができるように、原則として国際的に利用されている標準に基づく技術を採用した、汎用性・拡張性

のあるシステムとすること。

イ）システムの構築及び運用にあたり必要となるソフトウェア（OS、ミドルウェア等）について、汎用性の高いものを使用すること。

ウ）構築するシステムについて、パッケージソフトの利用を可能とするが、別添機能要件に満たない部分がある場合には、別途、追加カスタマイズ開発を行うこと。

（4）ハードウェア構成について

ア）システム稼働にあたり最適な構成とすることとし、技術動向等を考慮した最新の機器で構成とすること。

イ）過去５ヵ年分に加えて、本稼働後５ヵ年分のデータ量を確保出来る容量（合計１０カ年）で構成し、業務に支障のない程度の性能を担保すること。

ウ）本会データセンターのラック（DGT47-1222WB）に搭載可能な機器であること。

エ）バックアップ用として NAS（ラックマウント型）を調達すること。

オ）サーバ本体および NAS のハードディスクについては、RAID 構成等（RAID0 不可）により冗長化を図ること。

カ）サーバ等に接続するためのラックマウント型コンソール、KVM スイッチ、ケーブル等を調達すること。

キ）ハードウェアについては、保守パック（令和３年４月より５年間）を含めて調達すること。

（5）サーバライセンス等について

Windows ライセンス、CAL については本会で調達を行うが、Linux 等で KDB 補助システムを構築する場合には、受託事業者で必要なライセンスを調達すること。

7. セキュリティ及びサポート体制について

（1）セキュリティ対策

ア）構築するシステムは、セキュリティ対策を十分考慮すること。

イ）本システムにセキュリティホールが発見された場合、早急に是正すること。

ウ）サーバには、本会がライセンスを保有するウイルス対策ソフト（Sophos）を設定すること。

（2）本稼働後のサポート体制

本稼働後のシステム保守について、予算の範囲内において受託事業者に委託することを予定している。ついては、次のとおりサポート体制の整備を行うこと。

ア）操作方法やシステムの故障等の対応について、電話・電子メール等でサポートする体制を整えること。また、連絡体制を明確にした上で事前に提示すること。なお、市町等からのサポート依頼は原則として本会で取りまとめを行うこととする。

イ）ハードウェア保守時間は、平日 9 時から 18 時とし翌日オンサイト保守とすること。

ウ）KDB 補助システムの保守時間は、平日 9 時から 18 時とし当日オンサイト保守とすること。

エ）保守期間は、令和３年４月から５ヵ年間を予定していること。

オ）初年度（導入年度）については瑕疵担保期間とすること。

8. 個人情報保護

本システムの導入に係る個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報の取扱いに関する覚書」によるものとする。

9. その他

その他、市町、愛媛県、本会等が実施する糖尿病性腎症重症化予防等の保健事業に寄与する機能等があれば、委託料上限の範囲で積極的に追加提案すること。